

相模原市監査委員公表第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、健康福祉局こども育成部各課・機関の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 21 年 12 月 25 日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 監査の期日

平成21年12月25日

2 監査の対象及び方法

この監査は、健康福祉局こども育成部各課・機関において、平成21年度（平成21年10月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) こども青少年課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 母子寡婦福祉資金貸付金に関する事務
- ウ 青少年学習センターの各事業の委託料の支出に関する事務

(2) こども家庭支援センター

- ア 各事業の支出に関する事務

(3) こども施設課

- ア 児童クラブ育成料の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ こどもセンターにおける施設の維持管理状況に関する事務
(対象施設 田名、新磯、相武台、城山こどもセンター)

(4) 保育課

- ア 保育料等の徴収に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
- ウ 保育園及び幼稚園における再配当予算の執行、施設の維持管理状況に関する事務
(対象施設 串川、青野原、城山中央保育園、城山幼稚園)

3 監査の結果

健康福祉局こども育成部各課・機関における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。